

インボイス制度の概要 (その他の事業編)

—ひとり親方、小売業、飲食店業等—

適格請求書発行事業の

令和 5年8月21日(月)

ひょうご税理士法人

税理士登録申請中 新宅 莉沙

登録申請書

国内



インボイス制度導入後の影響(建設業 ひとり親方のケース)

ひとり親方
(免税事業者のままの場合)

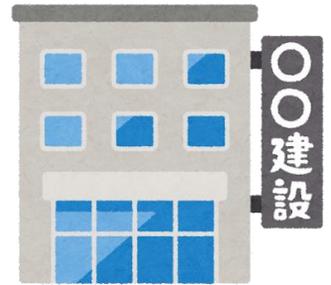


インボイス発行NG

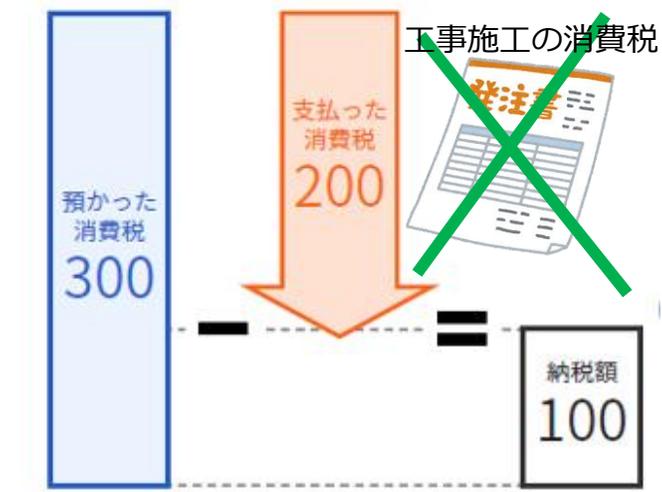


ひとり親方はインボイス(適格請求書)の発行ができません

親事業者
(課税事業者)



仕入税額控除の計算方法



預かった消費税 (課税先上げの消費税額) - 支払った消費税 (課税仕入れの消費税額) = 消費税納税額

支払った費用の仕入税額控除ができません

簡易課税を選択した場合、**第3種又は第4種**に該当

受注量の減少

取引条件の変更



下請け代金の減額要請

値下げ!

その結果、親事業者が消費税を負担することになり、消費税分だけ経費が増加し利益が圧迫されることになってしまいます。



インボイス制度導入後の影響(小売業のケース)

一般消費者



顧客の大多数が一般消費者の場合
インボイスの登録を行う必要はありません
 ※免税事業者のまま事業を継続する場合、
 消費税を上乗せする価格表示やレシートへの
 消費税額の表示は控える



ビジネス街



ビジネス街にある書店や文具店の場合
インボイスの登録を行う必要があるかもし
れません



簡易課税を選択した場合、**第1種又は第2種**に該当

インボイス制度導入後の影響(飲食店業のケース)

- まず客層を分析してください！
- 事業者による接待利用がある場合は、登録する必要が出てきます
- 簡易課税制度を選択した場合、下記事業区分となります



区分		適用税率	簡易課税制度の事業区分	
店内飲食		標準税率10%		
出前	調理したもの		第4種事業	
	購入したもの			
持帰り	調理したもの	軽減税率8%	第3種事業	
	購入したもの		顧客が消費者	第2種事業
			顧客が事業者	第1種事業

インボイス制度導入後の影響(農業のケース)

- 農業協同組合等を通じた委託販売を行っている組合員
→ 「農協特例」が適用出来るため、インボイスの登録不要
- 直接レストラン等に販売している事業者
→ インボイスの登録を検討してください



簡易課税を選択した場合、**第2種又は第3種**に該当



インボイス発行事業者になりたい場合どうしたらいいの？

- **適格請求書発行事業者の登録申請書**(左下参照)を税務署に提出
- 提出後2週間～1か月後に取得した**登録番号 (Tから始まる13桁の番号)**の通知が届く



< 適格請求書発行事業者の登録申請書 >

< 登録までのスケジュール >

第1-(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

令和 年 月 日

取受印

国税庁HPからダウンロード

申	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務 所の所在地	(〒 -) ◎ (法人の場合のみ公表されます) (電話番号 - -)
請	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
者	(フリガナ) 氏名又は名称	◎
	(フリガナ)	

【1/2】

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年

2021年10月1日
受付開始

2023年9月30日
提出期限

2023年10月1日
インボイス制度開始



10月1日に受ける場合は、**9月30日までの申請が必要**です
 ※直前になればなるほど時間がかかりますので、早めの申請をお勧めしております



10月1日以降、具体的にどうしたらいいの？

- 要件を満たした適格請求書(インボイス)を発行する必要があります
- 毎年**1月1日から12月31日**までの収入と経費を翌年**3月15日まで**に申告
所得税+消費税の納税が必要に！
- 消費税の計算は、令和8年分までは原則/税負担軽減の2割特例 又は簡易/2割特例を適用

請求書

株式会社◇◇◇御中 ○○○株式会社

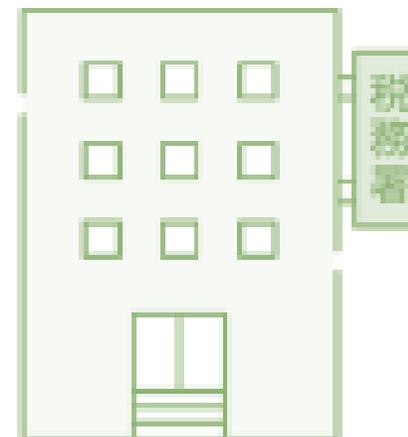
⑧ 登録番号 T1234567890123

日付	品目	金額
2023/11/10	お酒	11,000円
2023/11/12	弁当※	10,800円
2023/11/12	送料	2,200円
合計		24,000円

⑤	10%対象 13,200円		10%消費税額 1,200円	⑦
	8%対象 10,800円		8%消費税額 800円	

⑥ ※は軽減税率適用商品

税務署



3/31までに確定申告で
所得税+消費税の申告

税負担軽減の2割特例

免税事業者から
インボイス発行事業者
になった方限定※1

(対象期間:2023年10月1日~2026年9月30日を含む課税期間)

業種問わず
売上税額の2割が納税額





結局インボイス登録したほうがいいの？

インボイス登録して消費税を納税した方が**お金は残ります**

今後 登録しない場合

(消費税相当分の値下げ要請される可能性あり)

現状 年間収入660万円の人の場合

消費税相当額分減少

収入
600万円

手取額
600万円

今後 登録する場合

消費税納税12万円

収入
660万円

手取額
648万円

特例の有効活用



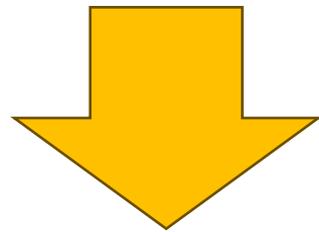
2割特例の活用

所得税↓住民税↓

収入
660万円
(月55万円)

手取額
660万円

取引先に**消費税の課税事業者(かつ原則課税)**がいる場合



インボイスを登録してください

インボイスを登録することで、**消費税を納税**することとなりますが、登録した方が**手許に現金が残ります！！**

インボイス制度登録をお考えの方は、

- 弊社担当者にご連絡ください
- 登録申請から事前準備、納税額を試算してお伝え致します

本日はご静聴ありがとうございました

ひょうご税理士法人

新宅 莉沙

連絡先

TEL：06-6429-1301

FAX：06-6429-2150

メールアドレス：shintaku@hyogo-houjin.or.jp





ひょうご税理士法人

塚口本店

TEL：06-6429-1301
FAX：06-6429-2150

塚口支店

TEL：06-6940-6421
FAX：06-6940-6422

川西支店

TEL：072-767-7770
FAX：072-767-7754

阪急塚口駅 徒歩3分 JR塚口駅 徒歩10分



〒661-0012
兵庫県尼崎市南塚口町2丁目6番27号(尼崎北警察署北側)

阪急塚口駅 徒歩3分 JR塚口駅 徒歩10分



〒661-0012
兵庫県尼崎市南塚口町2-12-18(塚口若松ビル5階)

川西池田駅・川西能勢口駅 徒歩3分



〒666-0021
兵庫県川西市栄根2丁目6番37号(JAビル3階)

